

教員免許の有効期限の確認方法（新免許状所持者）

○新免許状所持者（平成21年4月1日以降に初めて教員免許を所持した方）の場合

これまでに「教員免許更新手続」を行ったことがありますか？

（「教員免許更新手続」：教員免許更新制に基づく更新、延長、免除のいずれかの申請手続）

ある



・有効期限の確認方法

○更新手続修了後、都道府県教育委員会から送付された次の書類に有効期限が記載されていますので、御確認ください。

- ・有効期間更新証明書
- ・有効期間延長証明書

※上記の書類がない場合には、免許状を授与された都道府県教育委員会から「教育職員免許状授与証明書」を取り寄せ、そちらで確認ください。

（北海道で免許状を授与された場合は、次のページを参照してください。）

<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/JUYOSYOUMEISYO.htm>

ない



・有効期限の確認方法

○授与された教員免許状に、有効期限が記載されていますので、御確認ください。

○複数の免許状を持っている方は、全ての免許状の中で有効期限が最も遅いものに統一されます。

（例）小1免（有効期限 R2.3.31）、中1免（有効期限 R5.3.31）を所持している場合、小1免についても、中1免（有効期限 R5.3.31）の有効期限に統一されます。

※上記の免許状を紛失している場合には、免許状を授与された都道府県教育委員会から「教育職員免許状授与証明書」を取り寄せ、そちらで確認ください。

（北海道で免許状を授与された場合は、次のページを参照してください。）

<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/JUYOSYOUMEISYO.html>

教員免許の再授与申請が必要か否かの確認方法（新免許状所持者）

令和4年7月1日時点の状況

（新免許状所持者の場合、有効期限時点で現職教師であったか否かは関係ありません。）

有効期限が令和4年7月1日より前である

有効期限が令和4年7月1日以降である

期限切れ失効

何らの手続なく、引き続き教育職員になることのできる免許状として、活用可能。（免許状の効力に期限はなくなります。）

令和4年7月1日以降、都道府県教育委員会に「再授与申請」を行うことで、新たな免許状が授与されます。北海道教育委員会に対し申請手続を行う場合には、次のページを参照してください。

<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/menkyo/koushinsei021007.htm>